

Title	フランシスコ会のグレゴリオ十三世小勅書廃止運動(上)
Sub Title	The Franciscan movement for the revocation of the Brief Pope Gregory XIII
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.1 (1962. 6) ,p.119- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19620600-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランシスコ会のグレゴリオ十三世小勅書廃止運動

(上)

高瀬 弘 一 郎

フランシスコ・ザヴィエルによつてキリスト教が日本に伝えられて以来、イエズス会による日本布教が五十年に近い実績を積み重ねてきた頃迄に、内外の諸情勢に種々の変化を生じ、これが日本布教に大きな影響を与えることとなつた。その中で最も大きな出来事は、スペインの勢力がメキシコ、ペルー等を経てフィリッピンに迄及び、一五七〇年代に入つてルソンに確平たる足場を築いたことであり、ここにポルトガルとスペインの間の通商上の利害も加わり、極東においてポルトガルを背景とするイエズス会とスペインを背景とするフランシスコ会等の托鉢修道会との間に対立が展開されることになつた。一五八〇年以降スペインとポルトガルとは国王フェリペ二世の治下に統一されたが、この統一に當つての条件の一つは、この二つの植民帝国は従来通り別々に支配され、各々完全に独立を保つて行くといふことであつた。更にその上、東洋においてポルトガルが有する布教保護権はこのスペイン国王からも同様に承認されたのであ

る。しかしながらスペイン人はポルトガル人の広汎な要求に対して満足な態度を示さなかつたのであり、マニラにおける教会内外の関係者は一致してマラッカ以東の地域においてポルトガル国王が布教保護権を有するという主張が正当だとは認めなかつたのである。一五七五年ルソン島征服の地固めが出来ると、直ちにマニラの托鉢諸修道会は中国大陸に足場を築こうと数回試みたが、中国人が妥協しなかつた為に失敗に終つた。そこで彼等がその鋒先を日本へ転じて来ることは容易に想像されるのであり、亦そこには、修道会の中の張合いが、ポルトガル、スペイン間の政治及び経済上の対抗心によつて煽られたということも加わつていたのだが、この対抗心は、極めて有利な媽港―長崎間の貿易を独占していたポルトガル人をスペイン人が心よく思わなかつたことに端を發していたのである。両国の貿易業者と聖職者は互に協力関係にあつたのであるから、スペイン人征服者と托鉢修道士は結束して貿易、布教の両面でポルトガルの勢力圏内にある地域に割り込もうと努めたのに対し、他方ポルトガル商人とイエズス会士はこれまた一致してこの排斥に努力したのである。ここにポルトガル、スペインの利害が正面から対立する要因が聖、俗両面に亘つて整つたのである。

イエズス会巡察師アレックスサンドロ、ヴァリニャーノはフィリッピンの托鉢修道士が日本渡行を敢行することによつて日本布教界に及ぼされる弊害を最も憂慮した一人であつて、一五七九年（天正七年）における第一回の日本巡察以来この対策に取り組んだのである。即ち一五八〇年（天正八年）から一五八一年（天正九年）にかけて府内、安土、長崎で開かれたイエズス会の協議会でとり上げられた議題の一つは、宣教師の不足に対する対策と、それに関連してイエズス会以外の修道会から援助を受けることの是非が討議されたのである。そして他会から援助を受け入れることを支持したパードレもあつたと思われるにも拘らず、この協議会がこれを非とする結論に達した陰には、ヴァリニャーノの主張が強く反映していることは確実であつて、彼はその「日本管区所属の諸問題の摘要」^{スマリヤ}の第九章において、この件に関する

自己の見解を明らかにしている。そして先の協議会の議事録からこの「摘要」に至る迄、一貫して最も強調されたのは、諸修道会の間に生ずべき布教方針の不一致という理由であつて、それは当時の仏教諸宗派の間の争いに関する認識と日本の特殊な民情への理解とに発するものだったのである。

ヴァリニャーノは、イエズス会による日本布教の独占という自己の主張が反映された勅書を獲得するため、九州三侯遣欧使節に伴つて自分の代理をヨーロッパに派遣し、交渉案件について奔走せしめたのであり、ポルトガルのインド枢機院の全員一致しての賛成を得、結局一五八五年一月二十八日附でグレゴリオ十三世の小勅書が発せられ、更に国王からも同様な命令が与えられる運びになつたのである。この小勅書はイエズス会以外の修道士の日本入国を全面的に破門罪をもつて禁止するという、イエズス会側の主張を悉く認められたものであつたのである。この点でイエズス会は勝利を収めたのに対し、托鉢修道会側は深刻な打撃を受けたと云つてよいのである。⁽¹⁾

しかしながら、フィリッピンの諸修道会の日本布教に対する熱意は、この小勅書の発布によつて決して後退したわけではなく、むしろそれ以後益々イエズス会との対抗心をかきたてられたのである。そして彼等のとつた態度は、第一にこの小勅書を公然と無視して日本布教を實際に開始し、第二には、この小勅書の廃止運動を強く押し進めて行つたのであつて、このような彼等の運動は徐々に効を奏して行つた。そこで、ここではスペイン系托鉢修道会、特にフランシスコ会によつて展開されたグレゴリオ十三世小勅書の廃止運動について考察をこころみる。

二

一五八五年一月二十八日（天正十二年十二月二十八日）に発布されたグレゴリオ十三世の小勅書は一五八六年七月二

日にマニラの諸天主堂で一斉に発表された。⁽²⁾ 当時は丁度フィリッピンにおいて托鉢修道会の日本布教開始の準備が着々と進められていた時であつた。⁽³⁾ そこでマニラのイエズス会上長はこの小勅書の公表をもつて、フィリッピン司教ドミンゴ・デ・サラサルに対し、修道士を日本に派遣する計画を断念するよう迫つたのである。⁽⁴⁾

しかしながら前に述べたように托鉢修道会側は小勅書の公布によつて日本布教に対する熱意が冷却したわけではなく、むしろこれ以後一層刺戟され、イエズス会に対する反感も増大して事態は益々紛糾して行つたのであり、ここにフィリッピンにおける小勅書廃止運動が開始されるに至つた。

グレゴリオ十三世小勅書が公表されて後、早くも一五八〇年代にフィリッピンの托鉢修道会は日本イエズス会に対して抗議の書翰を送る一方、日本人供述人から、日本ではイエズス会士だけでは宣教師が不足している故、托鉢修道士の来日が是非共必要である、という趣旨の証言を得て、托鉢修道士の日本渡航を許可することの必要性を訴えて国王や教皇に書翰を送る等の動きを見せており、亦、同じ頃媽港にいた托鉢修道士の間からも、自分達が日本から招致されている旨を強調して、我々の便宜を計りイエズス会の妨害を排してもらいたい旨を国王に書き送り、更にこの件で使者を国王の許に派遣している程であつた。⁽⁵⁾

その後、一五九三年（文録二年）に日本に渡来して布教を開始したフランシスコ会のサン・ペドロ・パウチスタが一五九〇年六月二十三日附でマニラから国王フェリペ二世に宛てて、グレゴリオ十三世小勅書の廃止を訴えた書翰を送っている。そこにおいてパウチスタが論拠としているところは、第一にこの小勅書は誤つた情報をもとに発布されたのであつて、発布の過程に疑点があるということ。第二に現在イエズス会士は日本から追放されてしまつて一人も存在せず、他方フランシスコ会士は日本人から布教を行うよう要請されているということ。第三には、この小勅書を廃止して

障害を取除けば、スペイン本国から托鉢修道士が多数渡来するようになる、ということであつた。⁽⁶⁾そしてこのパウチスタからの要請を受けたインド枢機院は、^{コンセホ・デ・インディアス}ローマの大使に対して、日本には改宗する可能性のある者が多数おり、もし^{モット・プロプリオ}教皇任意教令によつて妨げられなかつたなら、多くの修道士が彼等を改宗させるために赴くであろう、と訴え、この教皇任意教令を廃止して托鉢修道士全員に日本に赴く許可を与えるよう教皇聖下に嘆願して欲しい、と要請したのである。⁽⁷⁾しかしこのようなインド枢機院の動きも、イエズス会パードレとポルトガルのインド枢機院の反対に会つて成果を上げるに至らなかつた。⁽⁸⁾

このように、フィリッピンのフランシスコ会士はグレゴリオ十三世小勅書が発表されて以来、これの廃止運動を行つて来てはいたが、これが、一五九五年（文録四年）になると、極めて積極的且つ強力に推進されるようになる。この理由はなんといつても、一五九三年以降日本布教を開始していたフランシスコ会士の働きかけが強く作用していたといわねばならない。

一五九一年（天正十九年）に始まる秀吉のフィリッピン招撫に乗じて一五九三年（文録二年）日本布教の為に渡来したフランシスコ会遣外管区長サン・ペドロ・パウチスタの一行は、秀吉の黙許を得て、一五八七年（天正十五年）に発せられた伴天連追放令によつて自重し為政者を刺戟しないよう秘かに布教を行う策をとつて来たイエズス会士を尻目に、京都、大阪、長崎等で活潑に布教活動を開始し、一五九四年には更に三名のフランシスコ会士がフィリッピンから渡来して布教事業に加わつたのである。

このようなフランシスコ会側の動きに対して在日イエズス会は事態を憂慮し、彼等を日本から排斥しようと苦慮したのであり、そこで、グレゴリオ十三世小勅書によつてイエズス会以外の日本布教が禁止されているということを主張し

てフランシスコ会士達に日本退出を迫つたのである。このためフランシスコ会士にとつてみれば、この小勅書の存在が布教を推進する上の最大の障害と考えられたのであつて、一五九三年の日本布教開始以来、順調な布教事業を進め、秀吉から布教の許可を得ていると確信して、追放令をこうむつていゝエズス会士に代つて日本人キリシタンの司牧活動に当らうとしていた在日フランシスコ会士は、このグレゴリオ十三世小勅書廃止の必要性を誰にも増して切実に感じたのである。そして彼等は、日本渡来後、秀吉の支持を得たフランシスコ会士の手による日本布教の見通しが極めて明るく、有望なことを度々フィリッピンに報じ、併せて小勅書の廃止を望んでいるのである。

京都布教に従事していたサン・ペドロ・パウチスタは、一五九四年一月七日附でフィリッピン総督ゴメス・ペレス・ダスマリーニャスに書き送つた書翰の中で次のように述べている。

「我々は、この国王と交つて多くの要人から、イエズス会のパードレ達に対し、天主の法の宣布に対してではないが日本に滞在することに対して許可が与えられ、そしてそれが我々の御蔭で与えられたのだということを聞いた。我々は、我々がこの地に来て後にその許可が与えられたということを確実に知つており、なぜなら直ちに彼等の内の一パードレが我々にそのことを知らせ、朗報をもたらしたからである。彼等はそのことに少なからず満足しているものであつて、なぜかといへば、七年かそれ以上前に、「国王は」彼等に対してその王国から立去るよう命じていたからである。我々がこの地に渡来することをイエズス会のパードレ達が妨げたということが、いかにしてこの国王の耳に入つたか、亦誰が彼にそのことを話したのか私は知らない。というのは或る日彼は原田(10)に対し、それが事実か否かを尋ねたからである。彼は、「それについて」何か耳にしたことはあるがそうでないと思う、と語つた。国王は、もしそれが事実であつて、彼等が我々に対して何か害を加えたことが判れば、彼等総てを王国から追放する、と語つた。」(11)

フランシスコ会士が秀吉から受けている好意を報ずると同時に、彼等の渡来によつて、イエズス会士に対する秀吉の感情に迄好影響を及ぼした旨を述べているのである。

同じくパウチスタは、更に二カ月後の一五九四年三月にもフィリッピンのサン・グレゴリオ管区長フライ・ファン・デ・ガロビーリヤスに対して、「我々が到着したことによつてキリシタン達がえた勇氣と慰めは極めて大きなものであつた。というのは、我々が到着する以前は、後等は敢えてコンタスを帯びていなかったのに、現在ではそれを帯びており、感嘆させる程の敬虔さと注意深さをもつてミサにあづかり、非常な沈黙をもつてそれにあづかつているからである⁽¹²⁾」と述べた後、前引の書翰と同様次のように書き記している。

「マニラを往復している日本人達から、此地で極めて詳細な諸事情が判り、このことは我々を感嘆せしめる。そして彼等が国王に語つた他の諸々の事の内の一つは、イエズス会のパードレ達が我々の日本渡来を妨げたということであつた。それ故私はそれが事実か否かを糺明し、彼の地から来た一キリシタンにそのことを尋ねたところ、彼は「それについて」何か云われるのを耳にしたことはあるが、確かでないし、亦そうは思わないと答えた。亦、皇帝⁽¹⁴⁾は使節の原田を呼びにやつたところ、彼はそれを知らないと答えた。その後彼「皇帝」は、国王の下男であり、極めて主要な地位にある我々の宿主⁽¹⁵⁾を呼びにやつて彼にそのことを尋ねたところ、彼も同じく、知らないと言つた。それに対し皇帝は次のように云つた。『フランシスコ会のパードレ達がこの地に渡来することをイエズス会のパードレ達が反対しているというが、一体彼等は我が国土の領主なのか。もし彼等がそれに反対したことが事実なら、我が王国全土から一人残らず追放してしまふであらう。』⁽¹⁶⁾

このように記載したパウチスタは、更に続けて、この日本はスペイン以上に信条がよく守られ、都に中心をおいて四

十の駐在所^{カーサス}を有する一管区を設立することが出来る、云々と述べて⁽¹⁷⁾、日本布教事業の見通しが明るく有望なことを伝え
ている。

亦、在日フランシスコ会士は、政治的な理由からも、彼等フランシスコ会士の日本滞在が必要である旨を強調して
るのである。

即ち、一五九四年（文録三年）に日本に渡来して日本布教に加わつたフランシスコ会のジェロニモ・デ・ジエズ
は、日附はないが、一五九四年十二月十八日の長崎到着後に書き送つたもの⁽¹⁸⁾と考えられる、マニラのフランシスコ会
察師フライ・ルイス・デ・マルドナド宛の書翰の中で、「国王陛下が日本人の意気込やマニラに対してもつて野
望を手近に見る者を長崎或は日本の内におかないなら、マニラに重大な困難が生じるのは確かであります。これは極め
て確実であり、もし反対の事を云う者があれば、それは何か己の為にするのであつて正当な根拠によるものとは思えま
せん。」⁽¹⁹⁾と述べて、「マニラの修道士が日本の意図を監視しつゝ、〔日本に滞在して〕いるのを妨害しない様に、国王陛下
の御名を以て」⁽²⁰⁾「イエズス会管区長に要求してくれるよう求めている。

更にジェロニモは、矢張り日附は記されていないが内容から一五九四年十二月十八日の長崎到着以後のもの⁽²¹⁾と推定さ
れる、サン・グレゴリオ管区の諸パードレ及びサン・グレゴリオ管区長宛の覚書の中でも、「フライ・ペドロ・バウチ
スタが日本人のこれ程の野心的であるマニラの事に関して報告する為の使節」であると述べ、「日本の意図を看視す
る者を日本に置くことが如何に国王陛下にとつて必要であるかを、緊急に国王陛下に知らせて戴きたいのであります。
日本がマニラに人々を送る事はあり得ないと簡単に考える者はこの事情を諒解してないのであつて、この事の為に私
達が日本に是非居なければなりません。日本の人々の大きな幸福の為に牧者や宣教師が必要であると云う事の為に

「国王陛下の心が」動かないとしても少くとも比律賓に起る所の重大性の為には「心を」動かされる様にこの「事情」を国王陛下に知らせて戴き度いのであります。⁽²²⁾と主張し、自分達がスペイン国王の植民政策遂行の協力者であることを強調して、フランシスコ会士の日本滞在の必要を訴えているのである。

在日フランシスコ会士はこのように聖、俗両面から自分達の日本滞在の必要性を訴えると共に、このようなフランシスコ会士の活動を妨害するものを排除してくれる様、フィリッピンに書き送つていたのである。

ジェロニモ・デ・ジェズスは、註(21)、(22)と同じ書翰の中で次のように述べている。

「マカオの修道士が来ない様に国王陛下が命令される事を希望致します。何故なら今迄はジェズス会のパードレがそれを妨げて来ましたが、これからは教育のない葡萄牙人に「加うるに」修道士が益々増加すると、教養のあるサン・グレゴリオ管区の人々が数多く来る事が出来なからであります。葡萄牙人と西班牙人との間に争いがあるか、と尋ねられたら次の様に答える事が出来ます。日本に於けるジェズス会のパードレは大部分が西班牙人と伊太利人であつて、葡萄牙人に対して大きい愛と平和を保つており、又自ら清貧をもつてどんな境遇にも入り得るサン・フランシスコ会の修道士は葡萄牙人でもこれを容れる事が出来るのであつて、彼等に尊敬されております。私がこの事を申し上げるのは神が始め給うたこの聖い御業に悪魔が幾つかの奇怪な方法で「妨害を」為しつゝある事だけが不都合であるからであります。⁽²³⁾」

更にジェロニモは註(19)、(20)の書翰中で、「台下は更に「西班牙」国王「陛下」に報告し給わんことを。何故ならばパードレ達は非常に努力し有力であります。私達を当地から追い出すと云う事は道理に合わないのです、教皇「陛下」に要求もしないであろうし、又この国王が生きている限りそれを企てもしないのは確実であります。然し葡萄牙の航海

区域であると言う口実で国王陛下に要求するやも知れませぬ⁽²⁵⁾。」と述べ、亦、「教皇〔聖下〕や国王〔陛下〕に対して報告が沢山行つておりますから、間に合う様に台下が国王陛下に報告をされないと、私達が何等かの困難に逢うに違いないと恐れています⁽²⁶⁾。」とも書き送つて教皇や国王に対する働きかけの急を要することを強調している。そして更に、「教皇〔聖下〕に就いては私は心配しておりませぬ。何故なら教皇〔聖下〕が事実を知つておられるならば、私達に不利益な教令を出される様な事はなく、有利な教令を御与えになるでしょう⁽²⁷⁾。」と記して、暗にグレゴリオ十三世小勅書を批判すると同時に自派に有利な教令の発布を願つてゐるのである。

一五九五年（文禄四年）以降フィリッピンにおいてグレゴリオ十三世小勅書の廃止運動が活潑に行なわれるようになった背景には、これら在日フランシスコ会士の通信を考慮に入れるべきであろうと思う。

三

さてフィリッピンのフランシスコ会関係者を中心として一五九五年から強く推進されたこの運動において、先ず第一に行なわれたことは、この年の四月に、サン・グレゴリオ管区長ファン・デ・ガロビーリヤスの要請を受けたフィリッピン総督ルイス・ペレス・ダスマリーニャスの命によつて、「フランシスコ会士の日本渡航の利益に関する調査報告書⁽²⁸⁾」が作成されたことである。これは八項目に亘る質問に対して八名の証人に回答供述せしめる形式をとつており、その質問と供述の一例を挙げてみよう。質問はおよそ次の如きものである。

「日本の諸王国のキリスト教の状況、フランシスコ会托鉢修道士達の〔日本〕渡航の理由、彼等がなした成果、及びその他〔フランシスコ〕会によつてこのような形で提出された請願書に含まれてゐるその他の事情に通じてゐる証人達

に対して次の質問を行え。

第一に、次のように云われているのを知り、亦見聞したことがあるか。即ち、日本国王の使節原田喜右衛門が日本王国からこの都市及び王国にやつて来て、此地からかの諸王国に派遣されたパードレ・フライ・ファン・コーボの書翰をもたらした。このパードレ・フライ・ファン・コーボは原田と同時に日本を出発し、そしてパードレ・フライ・ファン・コーボは、原田の人物を信用、承認させるため、彼が何者であるかを説明した書翰を別に、非常に誠実で信頼しうる中国人キリスト教徒のアントニオ・ローペスに与えた。

また彼〔アントニオ・ローペス〕は前述の原田と共に〔一五〕九三年にこの都市に到着し、斯様な使節として総督ゴメス・ペレス・ダスマリーナスから好意と歓迎の念をもつて迎えられ、彼は日本皇帝の使節の權威と鋭気をもつて入市し、然るべき歓迎を受けた。〔以上の事実について〕知るところを述べよ。

亦〔第二に〕、パードレ・フライ・ファン・コーボが、使節原田と同時に日本を出発したのに、この〔フィリッピン〕諸島に到着しなかつたので、誰か真面目で信頼の置ける人物を日本に派遣するのが適切であつたということを知っているかどうか。そして、同原田が皇帝の名で請願書を提出し、総督が若干のフランシスコ会托鉢修道士を自分に渡してかの諸王国に派遣してくれるよう切に懇願し、あらゆる好遇と款待を尽して彼等を同行すると申し出た。なぜなら皇帝はそのことを非常に悦び、亦其処では彼等は靈魂の改宗の為に極めて必要だつたからである。そこで総督は、フランシスコ会の最も真面目で貞潔な修道士の一人であるパードレ・フライ・ペドロ・バウチスタと同修道会の他の三名のパードレを日本王国に派遣したのであつて、彼等はこの総督の書翰と使節に対する回答をたずさえて日本王国に赴いた。〔以上の事実について〕知るところを述べよ。

亦〔第三に〕、次のことを知っているか。即ち、前述の修道士達が日本に到着するや、皇帝は極めて好意的にそして鄭重に彼等を迎え、その見すばらしい修道服と悔悛の生活によつて彼等を非常に愛好し、彼等に対して天主堂と駐在所を建てる許可と土地を与えた、其処で彼等は、彼等自身の意志をもつて聖務日課を行い、かの諸王国の原住民達の無限の称賛と崇敬の念を博しており、異教徒も福音の説教を聞きに行き、天主の大いなる光栄と榮譽、及びかの王国の靈魂の利益となつていくこと。及び、前述の皇帝は彼等に食物、薪木、その他の物を与えるよう命じて、フランシスコ会パードレ達を好遇することに特に留意し、彼等こそ眞の修道士である、なぜなら彼等は銀貨やその他の高価なものを余り尊重せず、これ程迄に厳格な貧しい生活を送っているからだ、と語つたこと。を。知つていくことを述べよ。

亦〔第四に〕、次のことを知っているか。即ち翌〔一五〕九四年に、更にフランシスコ会修道士達がこの〔フィリッピン〕諸島から前述の日本諸王国に赴き、この王国において、最初の場合と同様、心からなる款待を以て迎えられて遇されたし、亦現在でもそうである〔ということ〕。そして彼等も同様天主堂、駐在所、及び病院を建て、公然と聖き儀式とキリスト教教義の授与を行ない、主の思召により、キリスト教徒達と異教徒達の改宗は大きな利益をえたということ。を。知つていくことを述べよ。

亦〔第五に〕、次のことを知っているか。即ち、フランシスコ会托鉢修道士達が赴いた時には、イエズス会のパードレ達がかの諸王国の中で開教したキリスト教が極めて衰退して、彼等〔イエズス会パードレ〕は皇帝によつて非常な迫害と追放を受け、天主堂は破壊されていたが、フランシスコ会修道士の到着によつて総てが復興し、イエズス会のパードレ達は再び皇帝の好意をうるようになり、キリスト教の迫害は止んで礼拝堂は再建されたが、これらすべてはサ

ン・フランシスコ会の修道士達、及び関白が彼等に示している好意によるのだということ。知つてゐることを述べよ。

亦〔第六に〕、次のことを知つてゐるか。即ち、前述の日本諸王国においては毎日信仰を受け入れる人々や既に信仰を受け入れた者の無限の群衆が、尨大な数に上るので、たとえ前述のイエズス会のパードレ達が現在より百倍の人数になつたとしても、彼等〔だけで〕はこのような無数の靈魂に教義をほどこすのに十分ではないのであり、それ故この聖役においてフランシスコ会パードレ達の援助が大いに重要であり、亦天主に対する奉仕となるのである。そして前者〔イエズス会士〕と後者〔フランシスコ会士〕が相争うことがなかつたら、たとえ多くのフランシスコ会修道士がこの地から赴いても、総ての修道士にとつて主の葡萄園に仕事があり、亦多数の働き手にとつて豊かなみのりが有ろう、ということ。

亦〔第七に〕、次のことを知つてゐるか。即ち、フランシスコ会修道士達が日本に到着し、皇帝から好意と款待を受けたことにより、更に、原田のとりなしによつて、以前は挑戦と最初の使節でもつてあれ程脅威を受け、深刻な状態であつた彼我両王国間の平和、同盟、及び支好関係が確立されたのであつて、このことは我々の主たる天主や陛下に対する顕著な奉仕であり、亦この王国の共通の利益となつたということ。知つてゐることを述べよ。

亦〔第八に〕、上述のすべてのことが公衆の声、評判、世論であることを知つてゐるか。²⁹⁾

以上の如き質問に対し、四月十五日から二十七日にかけてマニラに於て、日本人四名、ポルトガル人二名、インド人一名、それにマニラ市の居住者一名と計八名の証人が、自分の見聞にもとずいて回答供述してゐるのであるが、今ここには、一例として八名の内の一人で日本人の Pablo Ugasaguara [パブロ・小笠原か] という者の供述を訳載して

おく。

「第一の質問に対して、この尋問の中で言明されている人物達を知っている、その内容すべてを知っている、と彼は語つた。

法律に関する全般的な質問を受けて、彼は、四十七才だということ、及び尋ねられたら知っていることは総て、しかも真実を話す、そしてそれ以外の事は話さない、という事を語つた。

第二の質問に対して、彼はこの質問について知つてゐることは以下のことである、と語つた。即ち、本証人が日本の他の村々の首長や頭目達と共に、朝鮮と戦わねばならない戦争に当り、皇帝関白の命によつて、大阪市にとどめおかれて、三年前後経つたと思われる頃、本証人及び彼と共にいた他の人々は、日本の要人、原田喜右衛門が長崎に到着した旨を知つたのであり、彼〔原田喜右衛門〕は前述の皇帝の任を帯びた使節としてこの地に來たのであつた。そしてそこで本証人は彼〔皇帝〕から前述の長崎港に赴いてもよいという許可を得てそこに行き、その地で原田に會つて、彼から、「彼が」斯様な使節としてこの〔マニラ〕市に來たということ、彼と同時にこの市に向けて日本を出発したサント・ドミンゴ会のパードレ・フライ・ファン・コーボが此地に到着せず、彼に関する消息は不明だということ、及びこの都市において、総督ゴメス・ペレス・ダス・マリーニャスによつて、前述の使節に対して非常な歓迎と深い親善がなされ、非常によく事が処理されたということを知つた。亦原田と共にこの都市に來た他の日本人達も同様なことを彼に話した。この質問に対し彼は以上のことを知り回答する。

第三の質問に対して彼は次のように語つた。即ち、既に述べた如く、前述の使節原田喜右衛門の到着の報を知るや直ちに本証人は皇帝の居る名護屋に赴き、そしてそこから堺港に戻つて、この使節と共に、一人はパードレ・フライ・ペ

ドロ・バプチスタといひ、今一人は日本語を話すフライ・ゴンサロ・ガルシャと称する、サン・フランシスコ会の四名の托鉢修道士がこの都市から赴いたということを知つた。本証人は、前述の皇帝関白が彼等を大きな愛情と好意をもつて迎え、彼等を同行した前述の原田を尊重したということを知つた。また本証人は、彼等は眞の修道士である、なぜなら厳格な修道生活を行い、価値のある物を軽蔑するからである、と彼〔関白〕が語るのを聞いた。

かくして彼は彼等に対して深い好意を抱いたので、彼等に対し、自国内に滞在する許可、及び駐在所や天主堂を建てる為の土地を与え、彼等はそれ〔天主堂〕を皇帝がいる^{メテコ}京都市の中央に建設した。そして彼等はその天主堂の中で大きな称賛と信心をもつて聖務日課を公然と行つており、本証人は屢々その中でミサを聞いたのである。そして、彼等は徐々に聖き福音を宣布し、理解させて行つたが、これは我々の主たる天主の大いなる榮譽及び光榮であり、亦かの王国に在る多数のキリシタンの利益となつたものではあつて、彼等は聖役者が不足している為に（それは皇帝がその地にいるイエズス会のパードレ達と軋轢を起していた為であつて、彼等は皇帝から隠れ、「彼を」怖れていたのである）見棄てられ、悲歎にくれていたが、サン・フランシスコ会の前述のパードレ達が赴いたことによつて、全員が再び大いなる信心と敬虔さを持つようになったのである。亦この外に、サン・フランシスコ会の前述のパードレ達が赴いて以後、これ程までに厳格且つ悔悛の生活を見て、二万五千人以上の男女が改宗し、この数は毎日増加している。前述の皇帝関白はこのことをすべて知つており、それを喜んでいたのである。そして彼は深い愛情と好意をもつて、前述のパードレ達に対して食物や必需品を与えさせている。本証人はこのことを目撃したのであつて、なぜなら、彼が船でこの都市に向けて日本王国を出発してから三十七日しか経つていないからであり、「この船が」到着したのは六日前である。「本証人は」以上のことを知り、回答する。

第四の質問に対して、彼は、この「第四問」と関係のある前の「第三問」の中で述べられていることを供述すると語った。

第五の質問に対して、彼は次のように語った。即ち、去る「一五」九四年、本証人が肥前守の国——そこには皇帝の娘が嫁している——にいた時、この都市を出帆した船に乗つて前述のサン・フランシスコ会の托鉢修道士が更に「日本に」赴いたということ、及び皇帝が彼等を深い愛情と好意をもつて迎え、彼等に対して最初の場合と同様の歓迎をしたということが、前述の国にとつて如何に朗報であつたかということ、及びこのことによつて、その地方全体は、キリシタン達が聖役者に不足していたが為に喜んだということを知つたのである。そして前述のパードレ達は京都やその他の地方に天主堂や病院を建設中であり、また公然と聖務日課と教義教育を行つて、その地で非常に忘れ去られていたキリシタン達の靈魂や、改宗しつゝある者の靈魂にとつて大きな利益となつたのであつて、それは、彼等がこれらフランシスコ会パードレ達に対して愛情、好意、及び愛好の念を抱いたからであり、亦このため更に進展を見せるであろう。彼は以上のことを回答する。

第六の質問に対して彼は次のように語つた。即ち、本証人は、彼の国の要人で日本で最初に洗礼を受けた者の子孫にして、且つその他の国々において起つたことを知つている者として、次の事情に通じている。即ち、サン・フランシスコ会のパードレ達が日本王国に到着した時には、キリスト教は極めて衰退し、脅威に曝されていたのであつて、なぜなら、それを開教したイエズス会士達は皇帝によつて脅迫され、追放されており、亦「皇帝は」彼等の天主堂を破壊していたからである。それ故、もしも彼等が信仰の諸事を取扱わねばならない場合には、判らないように、隠れた場所に居らねばならなかつたのであつて、なぜなら、もしも前述の皇帝がそれを知れば、彼等を罰するものと思われるからであ

る。そして、このことすべての為に、すべて「のキリシタン」は悲歎にくれ、大きな抑圧を受けており、自分達のキリスト教が進展する為に平和をもたらす方法や手段をなにか得たいと望んでいたのである。そしてこのことはすべて前述のサン・フランシスコ会のパードレ達が赴いたことによつて解消したのであつて、なぜなら「彼等は」皇帝とイエズス会のパードレ達の間には平和と友好的な関係をもたらし、崩壊していた礼拝堂は建設、再建され、更に新たに別の建設中である。そして本証人は、もしも前述のサン・フランシスコ会のパードレ達の仲介がなければ、キリスト教が再び確立することがなかつたどころか、むしろ一層迫害が行なわれていたであろう、ということを知っている。亦皇帝が前述の諸天主堂を破壊しよう命じた時に、すべての人々が通常彼等の信仰した法に復帰するよう禁命及び命令を下し、若干の者がそれを行なわなかつたので、彼等を斬罪に処したということの本証人は知っている。そして本証人は自分の国や土着民を捨て、自分の納貢者達、家、及び財産を捨てて立去り、キリスト教を捜し求め、前述のパードレ達に対して、彼等の内の若干の者が自国に赴いてそこに在る、見棄てられたキリシタン達に秘蹟を与えてくれるようにと嘆願するためにやつて来たのである。そして前述の托鉢修道士達が赴くことは、我々の主たる天主の大いなる光栄と榮譽を博し、そこに存在する無数の靈魂の改宗を可能にしてきたし、亦そうに違いないということを「本証人は」確信している。そこでこの旨を回答する。

第七の質問に対して彼は次のように語つた。即ち、前述の日本王国には、我々の聖きカトリック信仰に改宗した者や改宗しつつある者が非常に多数いるので、たとえイエズス会のパードレが六百名の司祭であるにしても、単に京都市のみにおいて聖務日課を司るだけでも十分満足が行くというわけにはゆかず、況んや、日本王国全土のキリシタン達がいる総ての諸国や諸町においては尚更であつたということを本証人は見知している。それ故、この日本王国では、我々の

主たる天主に対する奉仕の為、及び信仰に従うであろうと思われるものや、既に従つた多数の靈魂の利益の為に、サン・フランシスコ会のパードレ達の援助が極めて適切、必要、且つ重要だということを本証人は知っており、なぜなら、彼等が一層規則的に秘蹟にあづかるようになるからであつて、そのわけは、非常に多数の人民や、多くの国が存在するので、修道士は彼の国のための時間や余裕を持たない為に、多数のキリシタンを有する彼の国に、三年の間入ることが出来ないというような事態が起つている程であるが、今や彼等は前述のサン・フランシスコ会のパードレ達の援助をえて、公教要理を教えに行くことが出来るからである。亦、たとえ両方の修道会から多数の修道士が赴いても、前者〔イエズス会士〕と後者〔フランシスコ会士〕が相争うことがなかつたら、双方共天主への奉仕と靈魂の利益の為の仕事をもつてであろう。そして本証人は、左もないと彼等に大きな不都合をきたすことになるかも知れない、ということを確認しており、なぜなら、前述の皇帝に関して見知したところによると、彼がイエズス会パードレ達に対して友好を示したのはフランシスコ会士達の懇請によるものだからである。そしてもしも彼等〔フランシスコ会士〕が其地から立去ると、皇帝がキリシタン達に対して行つたことや迫害を再開することは確実だと〔本証人は〕判断しており、本証人は実際に目撃したところによつて、このことを知つていたのである。そこで質問に関し、以上のことを知つている旨回答する。

第九の質問に対して彼は以上述べてきたこと及び言明したことは、彼が行つた宣誓に照して、周知、有名にして、真実である旨語つた。そしてこれは宣誓によつて追認され、前述の通訳によつて読まれ理解せしめられた⁽³¹⁾。

尚、八名の証人の回答はすべて九項に亘つており、質問の方の項と必ずしも附合していないが、内容的には各々質問と回答が対応している。右に挙げた、文書の最初に見えている Pablo Ungasaguara なる者の回答は、どうしたわけ

か、第八の質問に対する回答が欠けているので、この項に対する回答だけを他の証人の供述を載げて例示しよう。

Pablo Ungasaguara の次に見えている二人目の証人、ポルトガル人のマヌエル・ルイスなる者は、四月十七日に供述を求められて、この項に対して次のように回答している。

「第八の質問に対して彼は次のように語った。即ち、前述のフランシスコ会パードレ達が日本に赴いたことは、かの「日本」王国の皇帝とこの「フィリッピン」王国との間の平和の増進にとつて大いに重要だったのであつて、「この王国」は皇帝によつてあのような脅威を受けていたが、すべてが解消してしまつた、ということの本証人は確信している。このため、すべてが我々の主たる天主や陛下に対して大いなる奉仕となつたこと、及び彼等「フランシスコ会士」があらゆる場合に庇護を受け支援される必要があるということ、〔本証人は〕知つている。そこでこの旨を回答する。」⁽³³⁾

亦三人目の証人である、肥前の人でアンドレス・ゴンサーレスという者は次のように供述している。

「第八の質問に対して彼は次のように語つた。即ち、使節の回答を持参したサン・フランシスコ会の前述のパードレ達が到着したことによつて、日本の皇帝とこの「フィリッピン」王国の間の平和が確立されたということを、本証人は知つている。このことは我々の主たる天主及び陛下に対して大いなる奉仕となつたのであつて、なぜなら、その結果、損害や不都合が生ずるかも知れないからである、ということの本証人は確信している。そしてこのことは周知、且つ有名であり、彼は質問に関してこの旨を知つている。」⁽³⁴⁾

右に訳載したのは供述の一例に過ぎないが他の証人達の供述の内容もこれと大同小異で、全体として、前記質問の内容を全面的に肯定、是認しているのである。そしてこのことは、この文書の作成動機を考えれば当然なのであつて、文

書作成のねらいについてガロビーリヤスが、一五九三年以来フランシスコ会士が日本において布教面で成果を上げ、迫害を終らせ、更には日本国王とフィリッピンとの間の友好関係の確立に役立つたことについては「日本王国からそれについて書き送る前述のフランシスコ会パードレ達やその他の人々により、更にはその他の注意書や文書類により明らかではあるが、更に明確にするために、そのことすべてについて証人達の調査報告書を作成するのが適切である。」⁽³⁶⁾と述べていることから明らかのように、日本布教に従事しているフランシスコ会士から送られて来た書翰の内容を証人による供述という形にして、彼等の功績を強調するのが目的だったのである。この「調査報告書」の中では、フランシスコ会士達が日本の為政者から非常な歓迎を受け、布教面で大きな成果を上げると同時に、従来イエズス会士に対して行なわれていた迫害を終らせ、更には彼等の渡航によつて日比間の危機が除かれて平和が回復されたということが最も力説されているのであるが、これらの諸点は、とりもなおさず、フランシスコ会士達が日本から自分達の功績としてフィリッピンに書き送つたことに外ならないのである。そして亦ガロビーリヤスが、「作成される調査報告書から正式な形式の写しを一通又は二通又はそれ以上作り、それらを聖下や陛下、及び聖き信仰の布教を高め進展させる為に一層適切な人に提示するよう命じていただきたい。」⁽³⁶⁾とフィリッピン総督に依頼し、亦総督もフランシスコ会側からの要請を受けて、その写しの作成を命じていること⁽³⁷⁾から明らかのように、ガロビーリヤスがこの文書の作成を企図したのは、あくまで教皇やスペイン国王に提出する為であつた。即ち彼は在日フランシスコ会士から送付されて来る手紙の内容に基いて日本におけるフランシスコ会士の活躍振りとその功績を証人による供述という形にしてヨーロッパの関係各方面に送り、フランシスコ会士が日本に入国する意義を強調して、グレゴリオ十三世小勅書の廃止運動を進める上の一資料にしようとしたものと考えられる。

四

この調査報告書が作成されてから程なく、パードレ・フランシスコ・デ・モンテイーリヤが、次回の修道会総会カピトゥロ・ヘネラルにおいてサン・グレゴリオ管区を代表して投票を行う為の代行司祭クストス・クストドゥム、及びマドリーとローマの政庁ゴルテスにおける総代理プロクラードルに任命されて、一五九五年六月二十九日（文祿四年五月二十二日）にマニラを立つてヨーロッパに向つて(38)いる。モンテイーリヤがこのような役職に任ぜられてヨーロッパに派遣される迄の経過及びその使命については、サン・グレゴリオ管区長フライ・ファン・デ・ガロビーリヤスが、モンテイーリヤを前記代行司祭及び総代理に任命した旨を証明してモンテイーリヤに与えた一五九五年六月一日附の信任状パテシテによつて明らかであるから、これを次に引用しておこう。

「去る〔一五〕九四年九月の聖母の祝日に、この〔サン・グレゴリオ〕管区カピトゥロ・プロビシヤールにおいて管区参事会カピトゥロ・プロビシヤールが開催され、そこでは、これらの諸地方における総会長直属管区長である我々のパードレ・フライ・ベルナルディーノ・デ・サン・セプリアンによつて派遣された所の、『あらゆる権能を備えた』巡祭師コミサリオ・デ・ビシタたる我々の修道士フライ・ルイス・デ・マルドナードが、主宰した。そしてこの管区参事会カピトゥロにおいては、総て〔の投票権を有するパードレ達〕(40)の間で、幾度も、この地からスペインへ渡るには広大な大洋を越える不安な長旅をせねばならないという理由から、次回の修道会総会の為の代行司祭を直ちに選出すべきであるということが決定されたが、結局、修道士フライ・ルイス・マルドナードの特別の意志によつて、前述の代行司祭の選出は中間会議コングレガシオン・インテルメディア迄行なはないことになつたのであつて、〔マルドナードがかく主張したわけは〕、日本からの情報が待望され、そして選出された者がかの地〔日本〕やこの土地〔フィリッピン〕の諸事情すべての説明をもたらすように、ということを考慮してのことであつた。そして天主のお思召によつて上述の我々の

修道士フライ・ルイス・マルドナードが昇天したので、彼が望んでいた日本行きは実現しなかつた。そして、今年我々の修道士達がかの「日本」王国から我々の許に書き送つて来た吉報を細心に考察し、我々の主がいかに真心から我々の托鉢修道士達がかの諸王国に渡ることを支援しているかということや、暴君閔白殿がいかにそれをよるこんでいるかということ総てがこの「サン・グレゴリオ」管区の最も重要な修道士やパードレ達によつて最初に協議され、その完全な意見の一致を見た結果、次の船団で派遣すべく、代行司祭選出の時期を繰り上げるのが適切だということに到つたのであり、このことは亦、我々の修道士達が日本から勧告してきたことでもあつた。これらすべての理由で、我々は、直ちに前述の選出を行うことに意見が一致して何らの反対もないものと考えたのであつて、なぜならそれは極めて必要であり、亦インドでの規インディアス エネットワートス則の中で云われている事に従つて、我々の聖き修道会の規エネットワートス則に極めて合致しているからであつて、「インドでの規則は」インドの諸管区においてはこのような代行司祭達は修道会総会に赴くのに適した時期に選出するよう述べており、今が最も適している旨、すべて「のパードレ」によつて判断されたのである。それ故、直ちに前述の選出を行い、選出された者をローマの聖下やスペインの国王陛下、更には我々の修道会総会長の許に派遣して、彼等に対し、日本やこれらの「フィリッピン」諸島に関する重要な諸事情総てを報告させることに意見が一致して何らの反対もないものと我々は考えたのである。このため、私は、この決定やすべての理由が正しくそして必然であることが判つたので、マニラのこのヌエストラ・セニョーラ・デ・ロス・アンヘレス修道院において、この管区の管区長輔佐ディスタレトス達——このような選挙は彼等の責任であつた——を召集し、我々の聖き修道会の法律や規則に従つて、前述の代行司祭の選挙を始め、第一回の投票で過半数を得て、現在司祭、聴罪司祭、及び第三の管区長輔佐である我々の修道士フライ・フランシスコ・モンテリーヤが、次回の修道会総会のための代行司祭に、教会法に則つて、選出されたのである。そ

して私は直ちに前述の選挙が教会法に適つたものであることを確認し、それ〔選出〕について真の証明を与え、我々の修道士フライ・ルイス・マルドナードが行つた巡察の文書バベレスと証明書及び日本の諸事情に関してこの管区が送つたその他の〔文書と証明書〕である所の、この管区の重要な文書と証明書の総てと、ローマにおいて聖下に対し、マドリーにおいて陛下に対し、そして我々の全修道会においてはそれを総轄しているパードレ達に対して交渉せねばならない諸事情の極めて重要な請願書メモリアレスの総てが、この教会法に適つて選出された者に手渡された。⁽⁴²⁾」二五三。

更に亦、ガロビーリヤスは、同じく一五九五年六月一日附でインドの総会長直屬管区長パードレ・フライ・フランシスコ・デ・アルスピアーガに宛てフランシスコ・デ・モンテイーリヤの保護を求めた書翰の中で、

「今や、彼の地〔日本〕から書き送つて来る勧告に従つて、日本に関する同様な交渉の重要性の為に、そして亦テアチエズス会パードレ達の多くのそして熱心な反対を解決する為に、この〔サン・グレゴリオ〕管区から修道会総会のために代行司祭を派遣することと、これらすべての諸事情に関する証明書レカワドスを彼に托してそれら进行处理させることが適切且つ極めて必要であるということが判り、亦かく考えられた。これらすべての為に我々の修道士フライ・フランシスコ・デ・モンテイーリヤが選出された。⁽⁴³⁾」と述べている。

そして、モンテイーリヤ自身は、自分がこの役に任ぜられてヨーロッパに赴く理由について次のように記載している。

「マニラ市の修道院において管区長輔佐達の管区会議プロビシヤルシヤルシヤが開催され、代行司祭、即ち次回の修道会総会のための〔サン・グレゴリオ〕管区の選挙権者の選出を行うのが適切だということ、そして〔スペイン〕国王の政庁において、及びローマでは聖下に対して行なわねばならない所の、日本や管区に関する交渉のすべてをこの選出された者に遂行させる

ということ、総て「(の管区長輔佐達)」の間で決定した。この決議及び決定により、我々の規エスクルトゥートス則に従つて選挙を始め、私が中国やかの地方のその他の諸王国の事情に通じているものと彼等に思われて——というのは私はその地に連続十六年間滞在していたからだ——彼等は一致して私を選出し、直ちに入手しうるフィリッピンや日本の文書、報告書、インフォルマンシオネス調査報告書、及び正エスクリプトウーラ・アウテンテイカス式文書が集められた。そして私は必要な信任状パテンテスと通デスバチョス信を携えて、サン・ペドロと称する船に乗船し、この船は一五九五年、新スペインへ赴く他の三隻と共に出帆した。我々はマニラ港を六月二十九日に出発した。⁽⁴⁵⁾」云々。

右に引用したガロビーリヤスとモンテイーリヤ自身の記載から、モンテイーリヤがヨーロッパに派遣された事情を知ることが出来る。即ち、巡察師マルドナードの主宰の下に一五九四年九月に開催された管区参事会に於ては、次回の修道会総会の為に直ちに代行司祭を選出して派遣すべきだという主張が強かつたにも拘らず、会議の主宰者マルドナードの意向によつてそれが一年半先の間会議迄延期されることに決したのであつて、マルドナードがこのように主張した理由は、代行司祭としてヨーロッパに派遣される者が、これを機会に日本やフィリッピンの諸事情についての交渉を国王や教皇に対して行うことが出来るように、日本から通信が届くのを待つてからということだつたのである。マルドナードは自身日本に赴いてその諸事情を巡察することを望んだようであるが、それは彼の死⁽⁴⁶⁾によつて実現しなかつた。その後、一五九五年にペドロ・パウチスタやジェロニモ・デ・ジェズス等在日フランジスコ会士達から、先に挙げたように、フランジスコ会士の諸功績を強調すると同時にイエズス会の妨害を訴えた通信——即ちこれはかつてマルドナードが待ち望んでいたものであつた——がフィリッピンに送られ、⁽⁴⁷⁾これがフィリッピンのフランジスコ会関係者の間で大きな関心をひき、中間会議で行う筈だつた代行司祭の選出を繰り上げて行うことになり、同時に先に掲載した「調査報

「告書」や後に述べる諸々の文書類が在日フランシスコ会士から送付された書翰の内容にもとずいて作成され、代行司祭にこれらを持たせてマドリーやローマで交渉する資料とする準備がなされたものと推定されるのである。そして、右のガロビーリヤスやモンテイーリヤの記述には、「日本やサン・グレゴリオ管区に関する重要な交渉」を国王や教皇その他に対して行う為という表現が見えるに過ぎないが、これが、かのグレゴリオ十三世小勅書の廃止問題を意味していることは云う迄もなく、この際、この問題に関する使命をも併せ担った代行司祭の選出が早められた裏には、前述の如く在日フランシスコ会士が、自分達の日本布教に対してイエズス会士が妨害を行つている旨を報じて、緊急に国王や教皇に訴える必要がある旨を強調したことから、フィリッピンのフランシスコ会関係者の間でグレゴリオ十三世小勅書を廃止せねばならないという気運が高まつたことが大きく作用しているものと考えられるのである。かくしてサン・グレゴリオ管区管区長輔佐達による管区会議が開かれ、そこにおいてフランシスコ・デ・モンテイーリヤが代行司祭に選出されたのであるが、彼がヨーロッパに派遣されるのは、この修道会総会においてサン・グレゴリオ管区を代表して総会長選挙に一票を投ずる為だけではなくして、日本や管区に関する重要な交渉、即ちグレゴリオ十三世小勅書廃止運動を国王や教皇に対して行うという総代理の任務も併せ帯びたものであつたのである。そしてこの交渉の為にモステイーリヤ自身が列挙しているような各種諸文書を携えて、彼は一五九五年六月の末にフィリッピンを出発、ヨーロッパに向つたのである。⁽⁴⁸⁾

註

- (1) 岡本良知氏「日本耶蘇会とフィリッピンの諸修道会との論争」(「キリシタン研究」第三輯)
- (2) 岡本氏、前掲論文(「キリシタン研究」第三輯二八二頁)

- (3) 同 二八二頁
- (4) 同 二八二頁
- (5) この間の事情については岡本氏、前掲論文を参照。
- (6) Archivo Ibero-Americano, (以下 AIA と略す) t. 4, p. 399—401.
- (7) Pablo Pastells, *Historia General de Filipinas*, 1928, t. 3, p. cc.
- (8) *Ibid.*, p. cc.
- (9) 秀吉のこと。
- (10) 一五九三年に秀吉の使節としてフィリピンに赴いた原田喜右衛門のことか。
- (11) AIA. t. 4, p. 415.
- (12) Juan Francisco de San Antonio, *Chronicas de la Apostolica Provincia de S. Gregorio de Religiosos Descalzos de N.S.P.S. Francisco en las Islas Philipinas, China, Y Japon*, 1744, Parte III, Lib. 1, cap. XVII, p. 176.
- (13) 秀吉のこと。
- (14) 同
- (15) バウチスタ一行は京都到着後四ヶ月間長谷川法眼の家の客となつた。(AIA, t. 9, p. 122)
- (16) Juan Francisco de S. Antonio, *op. cit.*, P. III, p. 177, 8.
尚、秀吉が特にフランシスコ会士達に対して好意を持ったということは、フランシスコ会側の史料に見えるだけで、イエズス会側は勿論、日本の史料にもこれを裏付けるものは見当らない。
- (17) *Ibid.*, p. 178.
- (18) ペドロ・バウチスタとジェロニモ・デ・ジェズスは十二月十八日に京都から長崎に着いた。
- (19) 佐久間正氏訳「シエロニモ・デ・ジェズスの書翰並びに報告」(「基督教史学」三輯八七、八八頁)
Archivum Franciscanum Historicum, (以下 AFH と略す) t. 17, p. 106.
- (20) 佐久間氏訳、「基督教史学」三輯(八七頁) AFH. t. 17, p. 105.

- (21) 佐久間氏訳、九五頁
AFH. t. 17, p. 112.
- (22) 佐久間氏訳、九四頁
AFH. t. 17, p. 111.
- (23) 佐久間氏訳、九四頁
AFH. t. 17, p. 111.
- (24) イェズス会士のこと。
- (25) 佐久間氏訳、八七頁
AFH. t. 17, p. 105, 6.
- (26) 佐久間氏訳、九五頁
AFH. t. 17, p. 111.
- (27) 佐久間氏訳、九五頁
AFH. t. 17, p. 111.
- (28) AIA. t. 9, p. 174—211.
- (29) AIA. t. 9, p. 178—180.
- (30) AIA. t. 9, p. 180—210.
- (31) AIA. t. 9, p. 180—184.
- (32) 内容的には齋問の第七番目に当るもの。
- (33) AIA. t. 9, p. 187.
- (34) AIA. t. 9, p. 191.
- (35) AIA. t. 9, p. 177.
- (36) AIA. t. 9, p. 177.

- (37) AIA. t. 9, p. 210.
- (38) AFH. t. 13, p. 187.
- (39) ロレンソ・ペレス師は、一五九四年九月十五日(文禄三年八月一日)にこの管区参事会が開催された旨を明記している。
(AIA. t. 13, p. 296, nota)
- (40) これは即ち管区内の修道院長達。
- (41) この場合 *Discretos* とは *Difinidores* のことである。
- (42) AFH. t. 13, p. 199, 200.
- (43) AFH. t. 13, p. 204.
- (44) この *despachos* とは前に列挙されている文書、報告書、調査報告書及び正式文書等を指しているものと考えられる。
- (45) P. Francisco de Montilla, *Relacion de la Propagacion de la fe en las islas Philipinas*, cap. LXXVI, fol. 274.
(AFH. t. 13, p. 187, 188)
- (46) マルセロ・デ・リバデネイラによれば、マルドナードの死はリバデネイラが日本からフィリピンに帰る三年前であつたと記載されており、一五九五年に死んだことが判る。(P. Marcelo de Ribadeneira & P. Juan R. de Legisima, *Historia de las Islas de Archipiélago Filipino y Reinos de la Gran China, Tartaria, Cochinchina, Malaca, Siam, Cambodge, y Japón*. 1947, p. 261)
- (47) これらの通信については先に考察した。
- (48) 尚、前年の一五九四年にも、フランシスコ会士フライ・ペドロ・オルティスがマドリーやローマの政庁に対する総代理に任せられて、ヨーロッパに向けてフィリピンを出発している。(AFH. t. 13, p. 202, nota) 彼も亦、日本に関する重要な具案解決のために赴いたというが(一五九五年六月一日附ガロビーリヤスのインドの総会長直屬管区長フライ・フランシスコ・デ・アルスビアーガ宛書翰。AFH. t. 13, p. 204) 彼はインド経由でスペインに赴く途上、カンボジャでラオス人のために殺害され (Lorenzo Perez, *Origen de las Misiones Franciscanas en el Extremo Oriente*. AIA. t. 3, p. 37, 38) 彼が携えていた日本関係の文書や証明書類は失なはれてしまい、その内容を知ることは出来ない。(AFH. t. 13, p. 202, nota)

ファン・デ・ガロベリーヤスが先に引用したモンテイーリヤに対する信任状や、フライ・フランシスコ・デ・アルスピアーガ宛の書翰を書いた時には、彼はこのフライ・ペドロ・オルティス死亡の出来事を知らず、彼がスペインにいるものと想像していたのであつて、(AFH. t. 13, p. 202, nota)ガロベリーヤはこの信任状の中で、ペドロ・オルティスに対し、日本の件に関してスペインやローマで交渉するためにフィリップンから帯びて行つた権能、信任状、請願書、及び証明書を総てフライ・フランシスコ・デ・モンテイーリヤに渡すよう命じ、この点に関するオルティスの権限を取消したのである。(AFH. t. 13, p. 201, 202)オルティスがフィリップンから携えて行つた文書類が全部失われてしまつた以上、彼が日本に関して国王や教皇と交渉しようとした内容を断定することは出来ないが、グレゴリオ十三世小勅書を廃止に導く件がそこに含まれていたことはまず間違いないと思われる。そして、このグレゴリオ十三世小勅書を廃止に導く交渉の任をオルティスから、後から赴いたモンテイーリヤに移した理由は、在日フランシスコ会士達からフィリップンに送付されて来た書翰を基に、フランシスコ会士による日本布教が、カトリック布教の面は勿論、政治的にもフィリップンにとつて極めて重要性をもつていている旨を強調して、グレゴリオ十三世小勅書を廃止して日本を托鉢修道会にも開放することに對する理論的な裏づけを強化した諸文書を多数携えているモンテイーリヤのみにこの交渉を委ねた方が、より効果的であると、フィリップンのフランシスコ会首脳者が考へてのことであつたと推察される。